

## 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会認定士制度施行細則

平成 25年2月15日 制定

### 第1章 運営

第1条：日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会認定士制度規則の施行にあたり、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

### 第2章 ストーマ認定士認定委員会

第2条：ストーマ認定士認定委員会（以下委員会と略す）の委員長（以下委員長と略す）は理事長が指名する。

第3条：委員会の委員は委員長が原則として評議員の中から選任する。

第4条：委員会の委員数は若干名とする。委員は、医師、看護師で構成される。

第5条：委員会の委員の任期は3年とし再任をさまたげない。ただし引き続き6年を超えることはできない。

第6条：委員会の委員に欠員が生じたときは委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条：委員会は、定数の過半数以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第8条：委員会の委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第9条：委員会の事務は日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会ストーマ認定士認定委員会において行う。

### 第3章 ストーマ認定士申請資格

第10条：ストーマ認定士を申請するものは、次のいずれかを充足するものとする。

- 1) 医師は、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会正会員であるもの
- 2) 看護師は、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会正会員であり、かつ、5年以上の急性期患者の看護に従事した経験を有し、ETまたはWOCNまたは皮膚・排泄ケア認定看護師または日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会認定の講習会の受講者であるもの

第11条：ストーマ認定士の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定申請書（様式1）と所定の審査料振込みのコピー
- 2) 免許証（医師、看護師（准看護師を除く））のコピー

### 3) 履歴書(様式2)

4)\*講習会受講修了証のコピー。講習会とは、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会が認める講習会である。

\*医師は4)を省略できる。

\*ET, WOCN, 皮膚・排泄ケア認定看護師は認定看護師の修了証のコピーで代用できる。

## 第4章 ストーマ認定士の資格更新資格および申請書類

第12条：ストーマ認定士の資格更新を申請する者は、認定資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請資格を有する必要がある。

1) ストーマ認定士申請時から継続して5年間JSSCRの会員である。

2) 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会総会に2回参加していること\*

\*そのうち1回は地方研究会の参加2回をもって代用できる。

3) 教育セミナー\*に1回参加していること

\*日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会総会期間中に開催されるセミナーである。

第13条：ストーマ認定士の更新を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

1) ストーマ認定士更新申請書(様式3)

2) 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会総会参加証2枚のコピー\*

\*そのうち1枚は地方研究会の参加証2枚をもって代用できる。

3) 教育セミナー\*参加証1枚のコピー、あるいはストーマ認定士スキルアップ講座受講証1枚のコピー

\*日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会総会期間中に開催されるセミナーである。

## 第5章 認定料

第14条：審査料は、次の如くである。

ストーマ認定士認定審査料 10,000円

ストーマ認定士更新審査料 10,000円

第15条：登録料は、次の如くである。

ストーマ認定士認定登録料 20,000円

ストーマ認定士更新登録料 10,000円

第16条：既納の審査料および登録料は返却しない。

第17条：ストーマ認定士は、ストーマ認定士認定証に記載されている名前に変更が生じた場合や認定証を紛失した場合は、事務局に届け出る義務を有する。

また、認定証の再発行手数料を1,000円とする。

## 第6章 審査の時期および申請先

第18条：委員会は、認定資格の認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第19条：申請先および手数料送金先は、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会認定委員会である。

**提出先：**日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 認定委員会  
〒299-0111 千葉県市原市姉崎3426-3 帝京大学ちば総合医療センター外科

## 第7章 附則

第20条：この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得て変更できる。

第21条：この細則は、平成25年2月15日より施行する。

第22条：1) 細則（第17条）平成26年（2014年）12月5日改変

2) 細則（第13条3）平成28年（2016年）12月2日改変